

【件名】今後の出口戦略に関するモリソン首相の「見解」の発表 (COVID-19関連)

【ポイント】

●8月22日、モリソン首相は「症例数から入院している人々の割合に焦点を移す時」と題した出口戦略に関する「見解」を発表しましたので、概要をお伝えいたします。

【本文】

8月22日、モリソン首相は「症例数から入院している人々の割合に焦点を移す時」と題した出口戦略に関する「見解」を発表しましたので、概要をお伝えいたします（段落は当館にて適宜付したもの）。

詳細及び原文は下記リンク先をご覧ください。

<https://www.pm.gov.au/media/time-shift-focus-case-numbers-hospitalisations>

豪州のコロナ対策の出口戦略（国家計画）（当館作成仮訳）

<https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100220800.pdf>

1 どうすれば安全を保つことができ、新型コロナ感染症の世界で我々の生活を取り戻すことができるか。症例数は重要ではあるが全てではない。

2 今の我々の国家戦略は必然的にウイルスを抑制し、できるだけ多くの人々に予防接種をすることであるが、症例数だけに片目で焦点を合わせると、死者は言うまでもなく、重篤な症状に至る人が少なくなるという事実を見落とすことになる。症例数のみから、実際に何人の人が重篤な症状となり入院を必要としているかに焦点を移すことは、ますます重要となる。結局のところ、これは我々が他の全ての感染症を管理する方法である。

3 アストラゼネカ、またはファイザー製のワクチンを接種後、病院又はICUに行く可能性が86パーセントから87パーセント低くなることはデータにより示されている。ワクチン接種によって感染がどの程度減少するかについては数値が確認されていないが、最近のシドニーでの感染拡大事例からの証拠は本当に強力なものである。我々の計画の重要な次のステップは、12歳以上の子供にワクチンを接種することでもある。

4 我々の国家計画では、70パーセントと80パーセントのワクチン接種目標を達成し始めると、新型コロナ感染症が我々から奪ってきたものを取り戻すことができる。そして、そうするとき、必然的に増加するであろう症例数に怖じ気づいてはならない。重篤な症状や死亡から人々を守るために我々が行った全ての改善のおかげで、我々はそれらによりよく対応することができるだろう。

これは人々が病気にならないという意味ではないが、ワクチン接種の目標、強力な公衆衛生システムを達成し、常識的な公衆衛生対策とコロナへのより効果的な治療を維持することで、新しい正常な状態に移行し、他の感染症のようにコロナに対処することができる。それが我々の国家計画の全てであり、それは全ての州・準州の首相・首席大臣が署名したものだ。

これが我々の戻る道である。我々豪州人がしなければならないこと、つまりロックダウンに耐え、家にいて、検査を受け、ワクチン接種を受けることによって、現在の循環から抜け出し、前進することができるということである。

（メール発信者）

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244（代表）

FAX：02-6273-1848

メール：consular@cb.mofa.go.jp

大使館 HP：https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※豪州政府の政策等に関しては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト：<https://www.australia.gov.au/>

ACT政府コロナウイルス関連サイト：<https://www.covid19.act.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト：<https://covid19.homeaffairs.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト（日本語）：

<https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja>

豪保健省コロナウイルス関連サイト：<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

※当館はACT（首都特別地域）を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関するお問い合わせに関しては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館（NSW州、NT（北部準州）管轄）

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在メルボルン総領事館（VIC州、SA州、TAS州管轄）https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ブリスベン総領事館（QLD州管轄）

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在パース総領事館（WA州管轄）

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下のURLから手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>